法第177条の６第１項に規定する市町村道をいう。以下この号において同じ。）の延長として総務大臣が調査した数

C　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の延長として総務大臣が調査した数

算式イ

A×0.95×0.47×0.5×B／C

算式イの符号

A　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

B　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該市町村が管理する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

C　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

二　次の算式ア及び算式イによって算定した額を合算して得た法第三条の二第三項第二号の規定による額。ただし、算式ア及び算式イによって算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式ア

A×0.95×0.35×0.5×α

算式アの符号

A　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

α　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等（地方税法第177条の６第２項に規定する一般国道等をいう。以下この号において同じ。）の延長のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の割合として総務大臣が調査した率

算式イ

A×0.95×0.35×0.5×α

算式イの符号

A　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

α　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の割合として総務大臣が調査した率

４　［略］

（各市町村に交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の三　法第三条の三第二項の総務省令で定める各市町村の軽自動車税減収見込額は、次の算式によって算定した額（次項において「軽自動車税減収見込額」という。）とする。

算式

A×B／C

算式の符号

A　地方税法附則第29条の８の２の規定による非課税及び同法附則第29条の18第３項の規定による税率の特例による当該年度の５月末現在における当該市町村の属する都道府県内の市町村の軽自動車税減収見込額として総務大臣が調査した額の算式によって算定した額

以下この号及び次号において同じ。）の算定に用いる当該市町村が管理する市町村道（地方税法第143条第１項に規定する市町村道をいう。以下この号において同じ。）の延長として総務大臣が調査した数

C　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の延長として総務大臣が調査した数

算式イ

A×0.95×0.47×0.5×B／C

算式イの符号

A　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

B　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該市町村が管理する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

C　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

二　次の算式ア及び算式イによって算定した額を合算して得た法第三条の二第三項第二号の規定による額。ただし、算式ア及び算式イによって算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式ア

A×0.95×0.35×0.5×α

算式アの符号

A　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

α　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等（地方税法第143条第２項に規定する一般国道等をいう。以下この号において同じ。）の延長のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の割合として総務大臣が調査した率

算式イ

A×0.95×0.35×0.5×α

算式イの符号

A　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

α　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の割合として総務大臣が調査した率

４　［同上］

（各市町村に交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の三　法第三条の三第二項の総務省令で定める各市町村の軽自動車税減収見込額は、次の算式によって算定した額（次項において「軽自動車税減収見込額」という。）とする。

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）×H／I

算式の符号

A　次の算式によって算定した額

算式

a／0.02×0.01